



福島原発被害者支援かながわ弁護士団

【「第1次～第4次訴訟」 口頭弁論期日・報告会】のお知らせ 平成29年1月25日(水曜日)

※ 集合場所・開催場所：横浜関内ホール（小ホール）（裏面地図参照）

- ① 「口頭弁論期日（傍聴）」 午後1時集合
- ② 「報告会」 午後3時頃～（開始が少し遅れる場合があります）

福島原発被害者支援かながわ弁護士団（かながわ弁護士団）では、来る平成29年（2017年）1月25日（水）、東京電力・国に対する損害賠償請求訴訟の「第1次～第4次訴訟」の口頭弁論期日と、これに合わせて、報告集会を開催します。

「口頭弁論期日」においては、原告（被害者）ご本人による意見陳述も予定しており、多くの方に傍聴していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、「口頭弁論期日」の後には、場所を変えて、弁護士による「報告会」を開催いたします。この「報告会」では、当日の裁判手続きのご説明や、「第1次～第4次訴訟」の進行状況に関するご説明などをいたします。

※ ご参加の費用については、いずれも無料です。

- ① 「口頭弁論期日（傍聴）」、② 「報告会」の、両方にご参加いただくこともできますし、
① ②のうち、一部だけご参加いただくことも全く問題ありません。

※ 人数把握の関係上、原則として、参加申込票を弁護士団事務局にFAXいただくか、またはEメールで参加申込票の記載項目に沿ってご送信をお願い致します。

馬車道法律事務所内 「福島原発被害者支援かながわ弁護士団」事務局
電話 045-651-5052 FAX 045-662-4831

Eメール genpatukanagawa@gmail.com

※ お名前、ご連絡先電話番号、参加人数の明記をお願いいたします。

ご参加要領

平成29年1月25日(水)の①「口頭弁論期日(傍聴)」②「報告会」について、ご参加の要領は裏面のとおりです。

※ FAXまたはEメールでお申し込みをお願いします。

※ Eメールでご参加申し込みをいただく場合は、下記の該当項目をご記載下さい。

① 「口頭弁論期日(傍聴)」 ※ ご参加の場合、参加人数をお知らせ下さい。

※ 口頭弁論期日は、午後2時から横浜地方裁判所で開催されますが、傍聴券の配布対象の事件となる可能性があるため、午後1時に 横浜関内ホール(小ホール)にお越しください。

なお、傍聴希望者が多数で抽選となった場合、法廷に入室できず、「報告会」会場に移動していただく可能性があります。その場合は、ご容赦のほどお願いいたします(訴訟の原告ご本人は、必ず入室できます)。

② 報告会 ※ ご参加の場合、参加人数をお知らせ下さい。

※ 報告会から参加される方は、午後3時までに、横浜関内ホール(小ホール)にお越しください。

(会場・集合場所) 横浜関内ホール(小ホール)

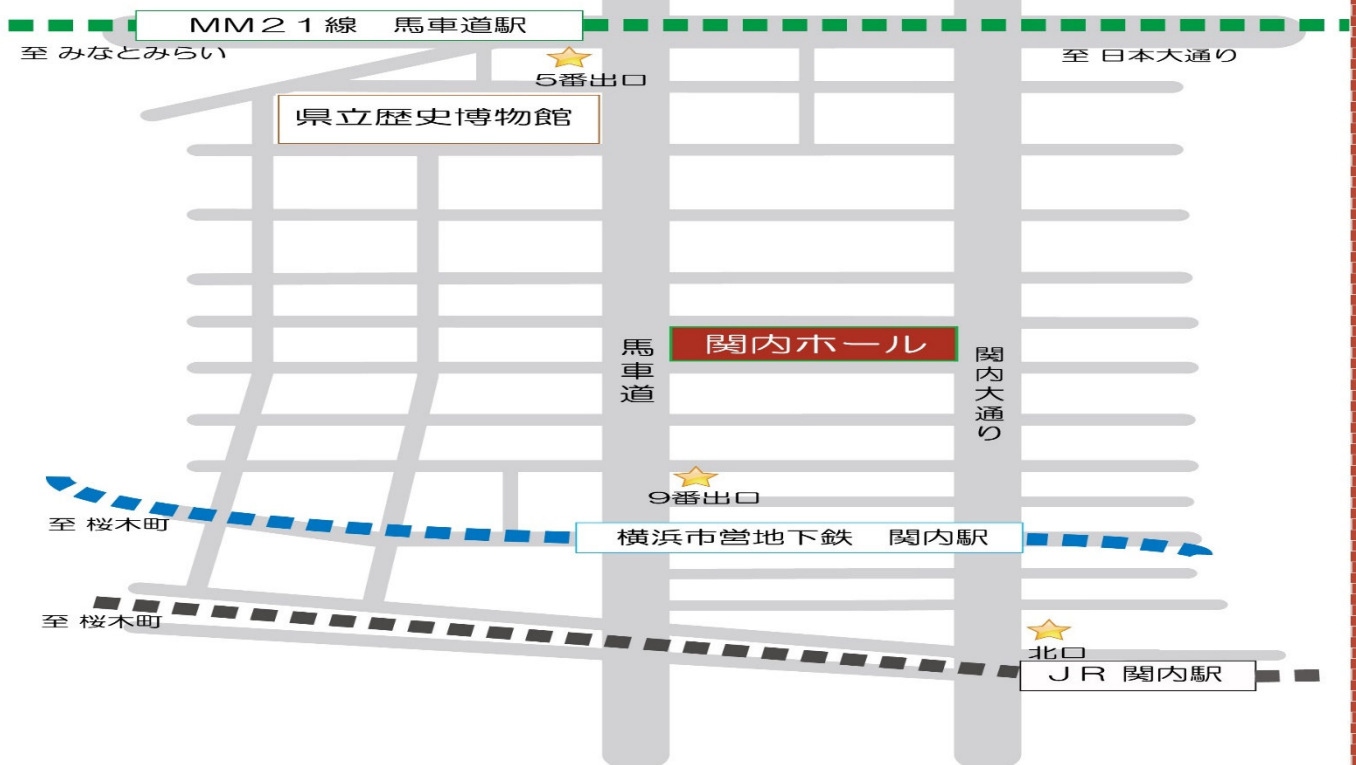
(住所) 横浜市中区住吉町4丁目42-1

☆みなとみらい線 馬車道駅 改札を出て5番出口徒歩5分

☆横浜市営地下鉄 関内駅 改札を出て9番出口徒歩3分

◆ 関内ホール付近地図

JR 関内駅 北口 徒歩6分
市営地下鉄関内駅 9番出口徒歩3分
MM線馬車道駅 5番出口徒歩5分



参加申込票

福島原発被害者支援かながわ弁護士事務局宛

(FAX 045-662-4831)

平成29年1月25日(水)の「第1次～第4次訴訟」

①「口頭弁論期日(傍聴)」

②「報告会」について、下記のものに参加します。

※ 該当部分に○をし、人数をご記入ください。

①「口頭弁論期日(傍聴)」

(参加する () 人・参加しない)

②「報告会」 開催場所：横浜関内ホール(小ホール)

(参加する () 人・参加しない)

代表者ご氏名：

お電話：

ご住所：